

ながのこども館利用料金の割引・無料に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長野市都市公園条例（昭和41年長野市条例第90号。以下「条例」という。）第12条の6第6項及び長野市都市公園条例施行規則（昭和58年長野市規則第7号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、条例別表の1に定める、ながのこども館の利用料金（以下「入館料」という。）の割引・無料に関する事務の取扱いについて、他に別の定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(入館料の割引・無料の申し込み)

第2条 規則第7条に規定する割引・無料申請書のうち、入館料の割引・無料に係るものについては、様式第5号によるものとする。

2 入館料の割引・無料を申し込む場合には、前項の割引・無料申請書に当該申込みの内容を審査するために必要な書類等を添付するものとする。ただし、申請時に必要な書類を添付することが困難な場合は入館時に提示するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号から第6号のいずれかに該当するときは、その入館料の割引・無料を受ける資格を証明することができる手帳その他これに類するものを提示することにより、割引・無料申請書の提出に代えることができるものとする。

(標準処理期間)

第3条 前条に規定する申請に対する可否の決定をするまでの標準的な処理の期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 割引・無料の申請が、第4条第1項第1号から第6号、第10号又は第11号のいずれかに該当し、入館料の割引・無料を受ける資格を証明することができる手帳その他これに類するものを提示した場合は、即時。
- (2) 割引・無料の申請が、規則第7条に規定する様式第5号におけるものである場合は、10日（12月29日から同月31日までの日を除く）。

(割引・無料の基準)

第4条 入館料を割引・無料とすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 申込者が、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定に基づき療育手帳を交付されている場合には、申込者及び申込者に付き添う介護人1名（車イスは2名）の入館料の全額無料。
- (2) 申込者が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づき身体障害者手帳を交付されている場合には、申込者及び申込者に付き添う介護人1名（車イス

- は2名)の入館料の全額無料。
- (3) 申込者が、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定に基づき戦傷病者手帳を交付されている場合には、申込者及び申込者に付き添う介護人1名(車イスは2名)の入館料の全額無料。
- (4) 申込者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(昭和6年法律第117号)の規定に基づき被爆者手帳を交付されている場合には、申込者及び申込者に付き添う介護人1名(車イスは2名)の入館料の全額無料。
- (5) 申込者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づき精神障害者保険福祉手帳(1級～3級)を交付されている場合には、申込者及び申込者に付き添う介護人1名(車イスは2名)の入館料の全額無料。
- (6) 申込者が、長野市障害児通園施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年長野市条例第76号)に規定する施設、長野市児童福祉法施行細則(昭和62年長野市規則第37号)に規定する知的障害児通園施設に通園している児童である場合には、申込者及び申込者に付き添う介護人1名(車イスは2名)の入館料の全額無料。
- (7) 次のいずれかに該当する長野市内の施設等が、その施設等に入所、入院又は通所している者のためにながのこども館を利用する場合には、その入館料の全額無料。
- ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3及び、介護保健法(平成9年法律第123号)第86条に規定するもののうち養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
 - イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第37号)第5条第1項に規定する身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設
 - ウ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第283号)第5条に規定する知的障害者更正施設、知的障害者療護施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者授産施設
 - エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児通園施設
 - オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に規定するもののうち救護施設又は更正施設
 - カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神病院又は精神障害者社会復帰施設
 - キ 学校教育法(昭和22年法律第26号)にいう盲学校、聾学校、養護学校又は特殊学級
- (8) 児童福祉法に規定する保育所及び学校教育法に規定する幼稚園の園児及び小学校の児童並びに長野市児童福祉法施行細則(昭和62年長野市規則第37号)第11条に規定する認可外保育施設が年間計画に基づく行事又は当該学校における教育課程に基づく教育活動として入館する場合には申込者及び申込者に付き添う引率者(保護者を除く)の入館料を割引又は無料とすることができる。
- (9) ながのこども館指定管理者が主催し、又は共催する行事に参加する者が入館する場

合には、その入館料を割引又は無料とすることができる。

- (10) 報道機関その他これに類する機関（以下「報道機関等」という。）がニュース及び施設の広報に資する目的で取材する場合には、その入館料の全額無料。
- (11) 公共機関（議会含む）職員等が視察・研修・研究のために入館する場合には、その入館料の全額無料。
- (12) 前各号に定めるもののほか、長野市長が適当と認める場合には、長野市長が定めるものとする。

（実施細目）

第5条 この規程の実施に関し必要な事項及びこの規程に定めのない事項については、指定管理者と協議して長野市長が定めるものとする。

附 則

この基準は、令和6年7月28日から施行する。